

学 校 名	整理番号

令和6年度（2024年度） 就学援助申請書（入学前支給用）

令和 年 月 日 (学校へ提出した日)									
(あて先) 姫路市長									
①申請者（保護者）									
以下のとおり、就学援助を申請します。 就学援助費の資格認定に必要な、私及び私と生計を同一にする者の住民登録・課税情報等を姫路市教育委員会が調査することに同意します。									
住所 (ふりがな) 氏 名									
電話番号 ()									
↓生計を同一にする方全員（児童生徒を含む）について申請時の状況を記入して下さい。但し、同一の家屋に居住されている場合は生計同一とみなしますので、同居されている方全員の氏名を記入してください。									
世帯の状況	人 員	②対象	氏 名 <small>※対象の児童生徒には「ふりがな」も記入してください。</small>	続柄 <small>(保護者から見た続柄を記入)</small>	生 年 月 日	③勤務先又は 学校名・学年・組 <small>※無職・求職中も必ず記入</small>	④R5.1.1 現在の住所の所在地 (いずれかに○を付けてください)	※教育委員会 処 理 欄	
	1			保護者	年 月 日		姫路市・姫路市外		
	2					年 月 日		姫路市・姫路市外	
	3					年 月 日		姫路市・姫路市外	
	4					年 月 日		姫路市・姫路市外	
	5					年 月 日		姫路市・姫路市外	
	6					年 月 日		姫路市・姫路市外	
7					年 月 日		姫路市・姫路市外		
⑤申請理由	具体的に記入してください。 (例 保護者〇〇が令和5年6月に離職。現在も失業中 等)						教育委員会記入欄 総所得金額 円		
							家族数と総所得		
							2人-184万円	6人-334万円	
⑥現在の状況	該当するものに○印を記入してください。 () 生活保護を受けていた。(現在は受けていない。) () 令和6年度に姫路市立の小学校に新入学予定である。 () 兄弟が就学援助を受けている。						4人-258万円		1人増す毎に 38万円を加算
							5人-296万円		
							準要保護 認定 ・ 不認定		

新入学児童生徒学用品費の入学前支給用の口座を指定してください。(不備がある場合は入学前支給できないことがあります。)

⑦振込先口座	金融機関名	銀行・農協 信用金庫	金融機関コード ()	支店 出張所	支店コード ()
	預金種別	1.普通預金	2.当座預金	(フリガナ)	
	口座番号 <small>右詰で記入してください</small>				

※ 振込先口座の名義人は、必ず上記の「①申請者（保護者）」と同じ名前を記入してください。

- 太線のわく内のみ記入してください。
- 記入方法、添付書類については裏面をご参考ください。
- 住民票の世帯状況と上記の世帯の状況が異なる場合、教育委員会が指示する書類を提出していただくことがあります。

申請書を記入する前に必ずお読みください。

【申請書の記入要領】

内容は、正確に記入してください。申請内容に虚偽があった場合は、就学援助の認定を取り消し、支給した就学援助費は返還していただきます。

①申請者（保護者）

- ・住所欄は、アパート等の場合は「棟」、「室番号」まで記入してください。
- ・電話番号欄は、申請書の内容に不備等があったときに連絡しますので、昼間に確実につながる電話番号を記入してください。

②対象 就学援助（入学前支給）を申請する児童に○印を記入してください。

③勤務先または学校名・学年・組

- (1) 申請時点。無職の場合はその旨を、学生の場合は△△学校○年○組等記入してください。
- (2) 入学前支給の対象児童は、△△小学校・新1年生と記入してください。

④R5.1.1 現在の住所の所在地

令和5年1月1日の住所について、姫路市・姫路市外のいずれかに○印を入れてください。

⑤申請理由 例にならって具体的に記入してください。

⑥現在の状況 該当する事項に○印を記入してください。

⑦振込先口座

- (1) 小学校の新入学児童生徒学用品費は指定の口座へ直接支給しますので、振込みを希望する口座（申請者と同一名義）を記入してください。
- (2) 振込み時期は令和6年3月を予定しています。申請時から口座の変更があった場合、再度申請書の提出が必要ですので、速やかにご連絡ください。
- (3) 今回指定の口座は新入学児童生徒学用品費の入学前支給以外には使用しません。

【添付書類】

該当するすべての書類を添付してください。ただし、以下の書類で認定できない場合、別途教育委員会が指示する書類を提出していただくことがあります。

令和5年1月1日現在、姫路市に住所があった人

➡ 所得に関する書類は不要

ただし、自営業等の方で所得があるにもかかわらず申告されていない場合は、申告の上、控え（コピー可）を提出してください。

令和5年1月1日現在、姫路市に住所がなかった人（1月2日以降の転入者等）

→ 令和4年中に所得があった人

給与所得があった人 (会社員、パート、アルバイト等)	令和4年分の源泉徴収票（コピー可） 源泉徴収票を紛失された場合は勤務先で再発行を依頼してください。また、源泉徴収票が発行されていない場合は、令和5年1月1日現在の住所地の市町村で所得を申告し、その控えを提出してください（コピー可）。
事業所得があった人 (自営等)	令和4年分の所得税の確定申告書の控え（税務署で確定申告した際に発行されたもの）（コピー可）
年金所得があった人 (非課税となる年金を除く)	令和4年分の源泉徴収票（コピー可）

→ 令和4年中に所得がなかった人

令和5年1月1日現在の住所地の市町村で所得を申告し（0円で申告）、その控えを提出してください（コピー可）。

※令和4年中の所得は認定基準額を超えるが、令和5年中の所得は認定基準内見込みの人

今回は対象となりませんので提出不要です。令和6年4月当初に学校から案内がありますので、改めて申請してください。（この場合、令和5年の所得で判定します。）

認定された場合、新入学児童生徒学用品費は入学後の7月以降に支給いたします。

提出先：入学予定の小学校（文書中の小学校には義務教育学校前期課程を含みます。）

制度に関するお問い合わせ：姫路市教育委員会（電話 079-221-2762）